

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

[法第3条]

市（市長及び他の市の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

[法第35条]

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

[法第35条]

市国民保護計画においては、市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民の保護に関する基本指針の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、呉市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

[法第 39 条]

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

※ 国民保護法施行令で定める軽微な変更

第 5 条 法第 33 条第 7 項ただし書、第 34 条第 8 項ただし書、第 35 条第 8 項ただし書及び第 36 条第 7 項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 1 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 2 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 4 号の指定行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第 6 号の指定公共機関）、指定地方公共機関（法第 2 条第 2 項の指定地方公共機関をいう。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 3 前 2 号に掲げるほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

[法第5条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

[法第6条]

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

[法第8条]

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

[法第4条]

市は、国民保護法の規定による国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮、男女のニーズの違いによる配慮及び国際人道法の的確な実施

[法第9条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定課程や地域活動への女性の参画を促進するなど、男女のニーズの違いへの配慮に努めるとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは、主としてジュネーヴ諸条約のことを指す。

この条約は、(1949年)に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約までで構成されている。日本は、(1953年)4月に加入している。

また、従来のジュネーヴ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が(1977年)に作成され、日本は、(2004年)8月に加入している。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な措置

[法第7条]

ア 市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自立を保障することにより、言論その他表現の自由特に配慮する。

イ 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

[法第 22 条]

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市地域防災計画の準用

市は、国民保護措置が現行の呉市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害等への対応と共通した事項が多いことから、この計画に定めのない事項は市地域防災計画を準用する。

(10) 地域特性への配慮

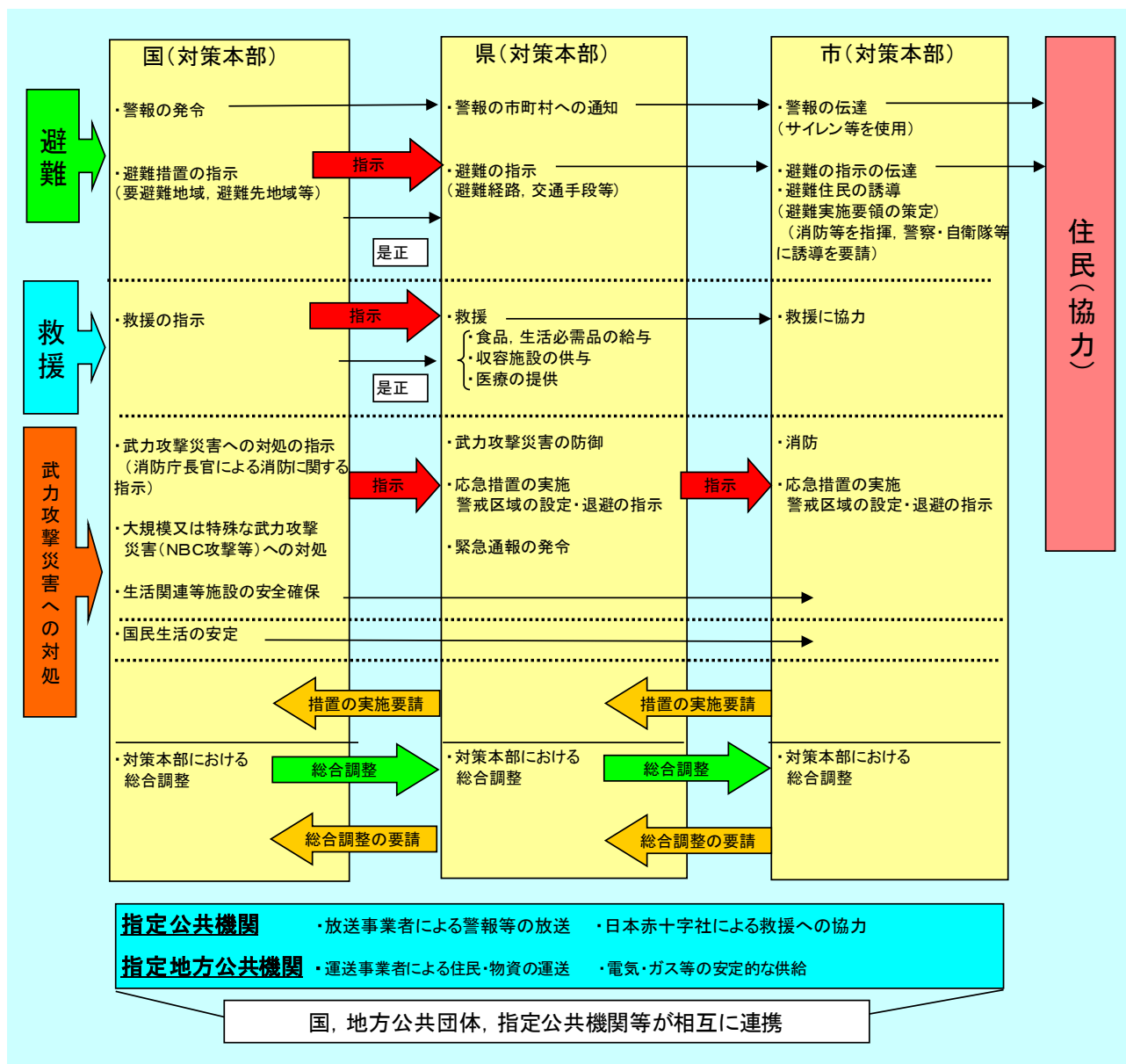
市は、国民保護措置の実施に当たって、市内の地理的特徴や社会的特徴に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携が確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県及び市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

【国民保護措置の全体の仕組み】



1 関係機関の事務または業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(1) 国民保護計画の作成 (2) 国民保護協議会の設置、運営 (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 (4) 組織の整備、訓練 (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	(1) 国民保護計画の作成 (2) 国民保護協議会の設置、運営 (3) 広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部の設置、運営 (4) 組織の整備、訓練 (5) 警報の通知 (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難に関する措置の実施 (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (9) 生活関連物資等の価格の安定のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 (10) 交通規制の実施 (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理・監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	(1) 輸入物資の通関手続き
中国四国厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	(1) 被災者の雇用対策
中国四国農政局	(1) 応急用食料の調達・供給 (2) 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	(1) 鉱山における災害時の応急対策 (2) 危険物等の保全
中国地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (3) 港湾施設の応急復旧
中国運輸局	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 広島空港事務所	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方気象台	(1) 気象状況の把握及び情報提供
第六管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況及び廃棄物処理等の状況、がれき等の廃棄 物の発生量の情報収集

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13旅団	(1) 武力攻撃事態等における侵害の排除 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 呉地方総監部	
航空自衛隊 西部航空方面隊	

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区 分	県・市に関係する 指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
放送事業者	・ 日本放送協会	・ (株)中国放送 ・ 広島テレビ放送(株) ・ (株)広島ホームテレビ ・ (株)テレビ新広島 ・ 広島エフエム放送(株)	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・ 中国ジェイアールバス(株) ・ 日本航空(株) ・ 全日本空輸(株) ・ 日本貨物鉄道(株) ・ 西日本旅客鉄道(株) ・ 佐川急便(株) ・ 西濃運輸(株) ・ 日本通運(株) ・ 福山通運(株) ・ ヤマト運輸(株)	・ 広島県旅客船協会 ・ 広島電鉄(株) ・ 広島バス(株) ・ 広交観光(株) ・ 広島交通(株) ・ (株)中国バス ・ 鞆鉄道(株) ・ 備北交通(株) ・ 芸陽バス(株) ・ (社)広島県バス協会 ・ 広島高速交通(株) ・ 井原鉄道(株) ・ 広島県内航海運組合 ・ (社)広島県トラック協会	(1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送 (2) 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	・ 西日本電信電話(株) ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ・ KDD I (株) ・ ソフトバンク(株) ・ (株)NTTドコモ ・ 楽天モバイル(株)		(1) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	・ 中国電力(株) ・ 中国電力ネットワーク(株) ・ 電源開発(株)		(1) 電気の安定的な供給 (2) 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 (3) 電力施設の武力攻撃災害予防措置等
ガス事業者		・ 広島ガス(株) ・ 福山瓦斯(株) ・ (社)広島県LPGガス協会	(1) ガスの安定的な供給

区 分	県・市に関係する 指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
病院その他の 医療機関	・独立行政法人国立病院 機構	・広島県厚生農業協同組 合連合会 ・社会福祉法人恩賜財団 広島県済生会済生会呉 病院 ・(社)広島県医師会	(1) 医療の確保
道路の管理者	・西日本高速道路(株) ・本州四国連絡高速道路 (株)	・広島県道路公社 ・広島高速道路公社	(1) 道路の管理
その他	・日本郵便(株)		(1) 郵便の確保 (2) 郵便事業の運営
	・日本赤十字社		(1) 救援への協力 (2) 外国人の安否情報の収集、 整理及び回答 (3) 応急救護班の派遣又は派遣 準備 (4) 被災者に対する救援物資輸 送 (5) 血液製剤等の確保及び供給 のための準備 (6) 赤十字奉仕団等に対する救 急法等講習の指導
	・日本銀行		(1) 銀行券の発行並びに通貨及 び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間 で行われる資金決済の円滑の 確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

指定行政機関等、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県地方機関、消防機関などの関係機関の連絡先は、資料として保有するものとする。

なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び県の国民保護対策本部、指定行政機関の対策本部等については、国の対策本部が設置された時点で通知される。

第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため，その地理的，社会的特徴等について確認することとし，以下のとおり，国民保護措置の実施に当たり，考慮しておくべき市の地理的，社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は，広島県の南西部に位置する瀬戸内海に面した気候温暖で自然環境に恵まれた都市であり，島，岬，湾入，河川，平地，山地など複雑な地形をしている。

市域面積は 352.83 ㎢で，市域の半分は本土に位置しているが，東から野呂山（839m），白岳山（358m），灰ヶ峰（737m），休山（500m），茶臼山（283m），天狗城山（292m）などの山々によって安浦，川尻，仁方，広，阿賀，中央，吉浦，天応，昭和など各地区に細分され，平坦地は少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が分断された特異な地形をしている。

また，倉橋島，下蒲刈島など島しょ部を含めた海岸線延長は，336.9 kmに及び，西日本有数の多島美を有する風光明媚な地勢を有している。

さらに，この狭あいな平坦地を西から二河川，堺川（中央地区），黒瀬川（広地区）の主要河川が貫流し，その他各地区の小溪流は，地形の特質から急こう配の溪谷となり，川幅も狭く，全長も非常に短いものとなっている。

(2) 気候

市の気候は，瀬戸内気候の典型的なもので年間を通じて概して温和である。年の平均値は，気温 16.5℃，湿度 68%，風速 2.6m/s となっている。

また，夏冬を通じて晴天の日が多く，年間の降水量の平均値は，1,417.2 mm程度で，山陰地方の 2,000 mm，四国太平洋側の 2,500 mm程度に比べると 500 mm～1,000 mmも少ない。

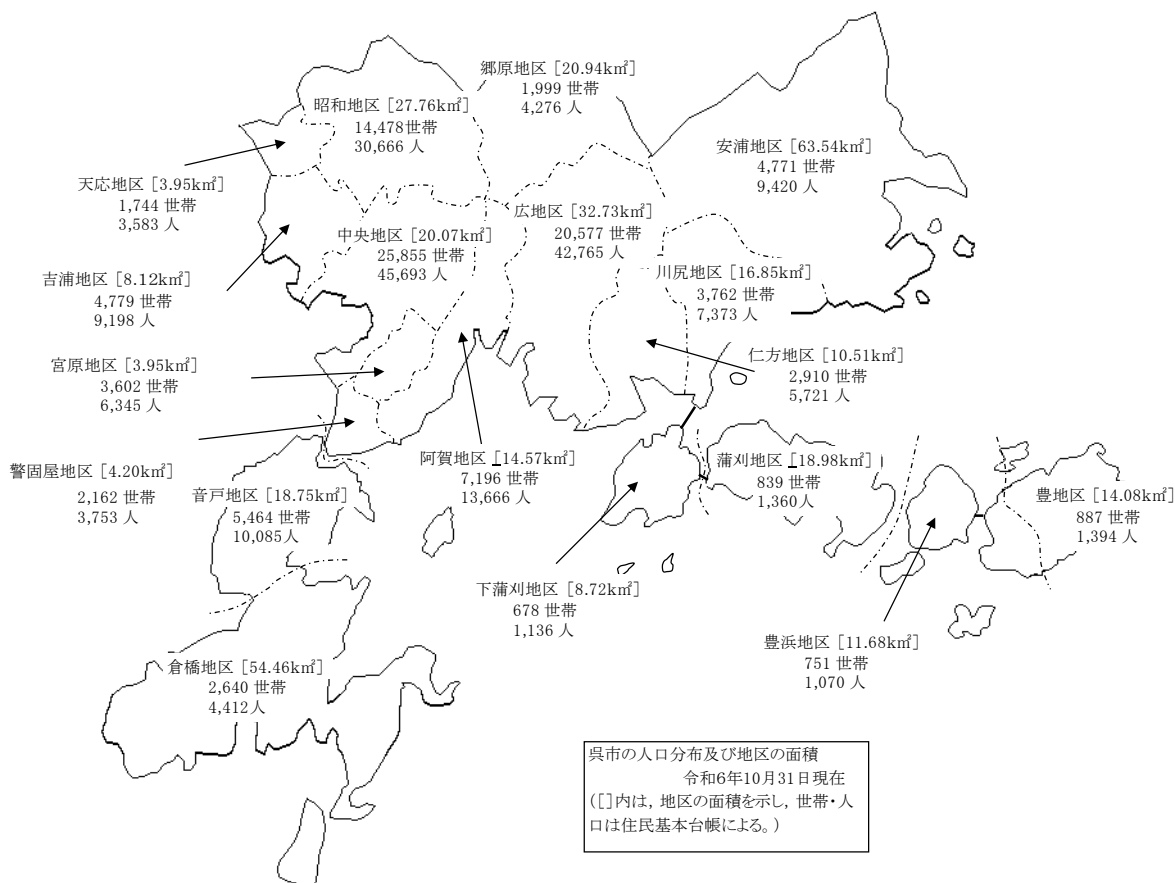
(3) 人口分布

市の人口は令和6年10月31日現在 201,916 人で，世帯数は 105,094 世帯となっており，人口密度は 1 平方キロメートル当たり 572 人となっている。

人口を地区別にみると，最も多いのは中央地区の 45,693 人で総人口の約 23%を占めている。

次に，東部の広地区 42,765 人で総人口の約 21%を占めており，続いて，北部の昭和地区で 30,666 人の約 15%となっており，総人口の約 59%がこの 3地区に分布されている。

※ 人口・世帯数は，住民基本台帳（令和6年10月31日現在）による。



(4) 交通網

市の道路網は、広島市と市とを結ぶ一般国道 31 号が北西に延びており、両市を結ぶ幹線道路としての広島呉道路（クレアライン）は、一般国道 31 号の交通渋滞を解消し、市とその周辺地域の発展を促すため、重要な役割を担っている。

また、市中心部と東部地区とを結ぶ一般国道 185 号、市と東広島市とを結ぶ一般国道 375 号、東広島・呉道路、さらに、市から江田島市までを結ぶ一般国道 487 号で主要幹線を形成している。

(5) 鉄道・港湾

ア 鉄道は、JR三原駅から市を經由してJR海田市駅までの間の沿岸部をJR呉線が通っている。

イ 重要港湾である呉港は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、四国、周辺島しょ部を結ぶ海上交通の要衝として、また、鉄鋼、造船、機械などの臨海工場群を背景とした工業港として重要な役割を果たしてきた。



(6) 自衛隊施設等

ア 米軍施設

米軍の施設は、広島弾薬庫、呉第六突堤及び灰ヶ峰通信施設が所在している。

イ 自衛隊施設

自衛隊施設は、呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が所在している。なお、各施設は次のとおり。

【自衛隊施設一覧】

(令和6年10月31日現在)

① 呉教育隊	⑪ 係船堀地区
② 呉史料館	⑫ 呉警備隊
③ 大麗女弾薬庫	⑬ 呉潜水艦基地隊
④ 呉上陸所	⑭ からす小島係留所
⑤ 吉浦燃料貯蔵所	⑮ デッカ陸上局（横島）
⑥ 自衛隊呉病院	⑯ 呉音楽隊
⑦ 呉港務部第三区	⑰ 呉自衛官募集センター
⑧ 呉地方総監部	
⑨ 膳棚山受信所	
⑩ 灰ヶ峰無線中継所	

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
弾道ミサイル攻撃	通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。
航空攻撃	通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃の特徴等については、国の基本指針に記述	

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

分 類	事 態	事 態 例
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力事業所等の破壊 ○石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○危険物積載船への攻撃 ○ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来
※ 上記の事態例の特徴等については、国の基本指針に記述。		